

平成30年8月20日

和歌山県公安委員会 殿

〒640-8152

和歌山市十番丁72 カサ・デ まるのうち201

和ネット 代表 吉田 益夫

TEL 073-499-7231

電気通信事業者届出番号 E17-2588

令状で押収された発信者情報等(IPアドレス等)対象の和ネット掲示板の投稿の取扱いについて
(お願い)

標記につきまして、和ネット(以下当サイト)では、裁判所発行の令状による強制力によって、発信者情報を、和歌山県警察の各警察署担当部課に押収ということで提出していますが、対象の投稿については、当サイトでは、以下の取扱いを行っていますので、各警察署担当部課に周知徹底をお願いいたします。(和ネット掲示板URL <http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/>)

1. 名誉毀損等で検挙された投稿者の投稿については、投稿者が投稿の削除、編集の権限を持つためにパスワードを登録して投稿を行っているために、投稿に対する責任は一義的に投稿者が負うことになる。
2. 1. より、当サイトは当事者同士(投稿者と被害を受けた主張する者)とは、原則として第三者であり無関係である。
3. 上記2点より、裁判所発行の令状による強制力によって、発信者情報を、和歌山県警察の各警察署担当部課に押収ということでの提出を含め対象の和ネット掲示板の投稿の取扱いについては、当サイト側の固有の事情がない限りにおいては、当サイトにとっては無用の業務である。

上記、1、2、3より、当サイトとしては、当サイトにとって無用の業務については、手数料を頂いて無用の業務に対応させてもらっている。

ただし、現在のところ、公益性、公共の利害に関係すると判断できる根拠のあるものについては、手数料は頂かない方針であるが、今後の成り行き次第では、変更があり得ることも留意お願いいたします。

なお、令状で押収された発信者情報等(IPアドレス等)について、その後の経緯、結果について、押収を行った各警察署からの担当部課からの連絡はほとんどない状態である。

そのため、当サイト利用者に対して周知徹底すべきものを公にできず、当サイトとしては苦慮している。

このあたりの改善もお願いしたい。

以 上

参考:平成28年2月3日大阪高等裁判所判決書(写)